

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

今後、小都市での高齢化はますます進展することが予測されるなか、高齢者がいくつになってもいきいきと生活し、支援や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるような地域社会を築いていくことが重要です。

そのためには、『地域包括ケアシステム』を構築しながら、高齢者が長年築いた知識や能力などを十分に発揮し、住み慣れた地域において、個人の尊厳を尊重されながら自立した生活を送ることができる地域社会をめざすことが大切になります。

そこで、住民と地域の組織・団体、介護や福祉サービスの事業者、関係機関などとの協働により、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守りながら、高齢者がいつまでも健康で、また、高齢者の社会参加の機会が確保できるよう、地域全体で高齢者を支えるまちづくりをより一層進めます。

以上のような考え方に基づき、「第8期小都市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においても、引き続き、第7期計画の基本理念を継承します。

基本理念

地域と共に高齢者を支えるまちづくり

第2節 基本目標

小都市の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて、小都市の高齢者福祉・介護施策を推進するうえで大切にしたい5つの視点を基本目標として設定します。

基本目標1 地域包括ケア体制の推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅でいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりを進めながら、自立した生活を営むための支援体制の更なる整備を行うなど、地域包括ケア体制の充実を図ります。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の在宅の高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるように、地域における医療・介護の関係機関との連携の推進を図るとともに、高齢者等が認知症になっても住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らしていけるような地域づくりに取り組みます。

併せて、地域住民や地域の多様な主体が人と人、人と資源といった世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要介護・要支援状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者自身が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりや介護予防の取り組みに積極的に参加できる環境づくりを推進します。

また、要支援者や介護予防事業対象者に対して、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

基本目標3 高齢者の社会参加及び在宅生活の継続支援

高齢者が永年培った豊富な知識や経験、能力などを活かしながら、地域における活動などに参加でき、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう社会参加に関する支援を行います。

また、高齢になっても住み慣れた地域で自立した在宅生活を継続できるよう、様々なサービスの提供や各種支援施策を展開します。

基本目標4 安全・安心につながるサービスの充実

高齢者が安全に、そして安心して生活を送ることができるよう、住環境をはじめとした住みやすい生活環境づくりに取り組みます。

また、災害時の支援など、高齢者やその家族が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時の支援体制の充実・推進を図ります。

基本目標5 介護保険サービスの充実

介護が必要になっても、誰もが安心して暮らすことができるよう、介護保険給付によるサービスの充実を図ります。

また、地域密着型サービスについては、地域での安心した生活が送れるよう、地域の特徴を十分に勘案したサービスの提供を図ります。

第3節 施策の体系

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標1 地域包括ケア 体制の推進	1 地域包括支援センター機能の充実	①総合相談機能の充実 ②ケアマネジメント支援の充実 ③地域ケア会議の充実
	2 在宅医療・介護連携の推進	①地域の医療・介護の資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥在宅医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携
	3 認知症ケア体制の整備	①認知症初期集中支援チームによる支援 ②認知症地域支援推進員による支援 ③認知症サポーターの養成 ④認知症カフェの開設支援 ⑤認知症に対する正しい理解の促進
	4 権利擁護体制の充実	①権利擁護業務の充実 ②被虐待高齢者の早期発見・早期対応の充実
	5 生活支援体制の整備	①生活支援コーディネーターの取り組みの推進 ②協議体の充実 ③地域組織の連携強化 ④地域における高齢者見守り体制の強化 ⑤高齢者見守り支援台帳登録事業
基本目標2 健康づくりと 介護予防の 推進	1 健康づくりの推進	①健康づくりに関する取り組みの推進 ②各種（健・検）診の受診勧奨及び保健指導
	2 介護予防・生活支援サービス事業の充実	①訪問型サービス ②通所型サービス ③介護予防ケアマネジメント
	3 一般介護予防事業の充実	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④地域リハビリテーション活動支援事業
	4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	①高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ） ②通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標3 高齢者の社会参加及び在宅生活の継続支援	1 社会参加の推進	①老人クラブ活動への支援 ②高齢者の多様な就業・社会参加の促進 ③敬老事業（敬老会等の開催） ④敬老事業（敬老祝金支給） ⑤校区コミュニティセンター活動の推進 ⑥ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業の推進 ⑦小郡わいわいクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の支援
	2 福祉意識の啓発と市民参加の推進	①福祉意識の啓発 ②福祉教育の推進 ③参加と交流の促進 ④ボランティアの育成・支援 ⑤まちづくり協議会との連携・協力
	3 在宅生活の継続支援	①在宅介護支援事業の充実 ②生きがい活動支援通所事業 ③緊急通報システム整備事業 ④寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ⑤訪問理美容サービス事業 ⑥軽度生活援助サービス事業 ⑦食の自立支援事業
	4 家族介護者支援の充実	①在宅介護用品給付事業 ②認知症高齢者等SOSネットワークシステム事業 ③家族介護者への支援
基本目標4 安全・安心につながるサービスの充実	1 住環境の整備	①養護老人ホーム入所措置事業 ②軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのその他の施設 ③すみよか事業
	2 生活環境の整備	①ユニバーサルデザイン化の推進 ②買い物支援・外出支援の推進 ③ごみ出しなどの負担軽減の推進
	3 災害に備えた支援	①避難行動要支援者に対する支援体制の充実 ②防災対策の推進

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標5 介護保険 サービスの 充実	1 介護保険 サービスの 向上	①公平・公正な要介護認定への取り組み ②適切なサービス提供体制の確保 ③給付適正化に向けた取り組み ④制度の普及啓発 ⑤サービス選択のための事業者情報の提供
	2 居宅介護（介護予 防）サービスなど の充実	①訪問介護（ホームヘルプ） ②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護・訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション・ 訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導 ⑥通所介護（デイサービス） ⑦介護予防通所リハビリテーション・ 通所リハビリテーション（デイケア） ⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 （ショートステイ） ⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護 （ショートステイ） ⑩介護予防特定施設入居者生活介護・ 特定施設入居者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与 ⑫特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入 ⑬介護予防住宅改修・住宅改修 ⑭介護予防支援・居宅介護支援
	3 地域密着型 サービスの 充実	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②介護予防認知症対応型通所介護・ 認知症対応型通所介護 ③地域密着型通所介護（デイサービス） ④介護予防小規模多機能型居宅介護・ 小規模多機能型居宅介護 ⑤看護小規模多機能型居宅介護 ⑥介護予防認知症対応型共同生活介護・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	4 施設介護 サービスの 充実	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設（老人保健施設） ③介護療養型医療施設（療養病床等） ④介護医療院

第4節 日常生活圏域の枠組み

第3期以降の市町村介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内を日常生活の圏域に分けることとしています。

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めることとされています。

小郡市の日常生活圏域は、市の現状や地域包括支援センターの公平中立な運営の確保などの面を踏まえ、第6期計画までは、市全体を1つの日常生活圏域と設定していました。

一方、可能な限り住み慣れた地域で、多種多様化する福祉や介護のニーズに 대응していくための体制づくりを進め、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが求められ、第7期計画では、市直営の地域包括支援センターの機能の再検討を行い、人口割等により日常生活圏域を3つに分けました。

第8期計画においては、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るため、より身近な圏域で、多種多様な取り組みが行えるように、小学校区毎の8圏域に設定します。移動手段のない高齢者でも参加しやすいように、校区コミュニティセンターでの介護予防事業の展開や、校区コミュニティセンターを拠点とする既存の介護予防や生活支援に資する独自の取り組みとの連携を行っていきます。

また、日常生活圏域毎の生活支援体制整備の充実や高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の開始等、取り組みを進めていきます。

＜校区別人口＞

単位：人

中学校区	小学校区	人口	高齢者人口	高齢化率
小郡	小郡	13,047	3,535	27.1%
大原	大原	7,580	2,362	31.2%
	東野	6,114	1,655	27.1%
三国	三国	14,359	4,434	30.9%
	のぞみが丘	9,499	986	10.4%
立石	立石	3,521	1,453	41.3%
宝城	御原	2,950	1,048	35.5%
	味坂	2,420	974	40.2%
計		59,490	16,447	27.6%

資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

第5節 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

1 被保険者の推計

＜被保険者数の推計値＞

単位：人

	実績値			推計値				
	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 22年度 (2040年度)
第1号被保険者	15,887	16,198	16,447	16,734	16,909	17,169	17,478	19,125
65～74歳	7,914	7,946	8,020	8,209	7,925	7,763	7,297	7,772
75歳以上	7,973	8,252	8,427	8,525	8,984	9,406	10,181	11,353
第2号被保険者 (40～64歳)	19,600	19,687	19,684	19,552	19,551	19,496	19,492	16,086
計	35,487	35,885	36,131	36,286	36,460	36,665	36,970	35,211

資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法

2 要支援・要介護認定者数の推計

＜被保険者数の推計値＞

単位：人

	実績値			推計値				
	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 22年度 (2040年度)
被保険者総数	2,598	2,735	2,792	2,879	2,992	3,079	3,254	4,164
要支援1	589	652	718	753	784	804	847	1,044
要支援2	370	388	388	396	403	413	431	524
要介護1	507	526	523	539	566	583	616	789
要介護2	352	358	371	376	393	406	429	556
要介護3	247	285	282	294	307	317	335	439
要介護4	349	332	310	304	309	319	340	465
要介護5	184	194	200	217	230	237	256	347
第1号被保険者	2,539	2,675	2,730	2,816	2,929	3,017	3,192	4,113
要支援1	573	639	704	740	771	791	834	1,033
要支援2	361	374	374	380	387	397	415	512
要介護1	503	520	518	534	561	578	611	784
要介護2	341	348	359	364	381	395	418	547
要介護3	239	279	276	288	301	311	329	435
要介護4	342	323	305	299	304	314	335	460
要介護5	180	192	194	211	224	231	250	342

資料：地域包括ケア「見える化」システム「将来推計」